

# 3章. 留意事項

---

## 3.1. 基本構想の実現に向けて

## 3.1. 基本構想の実現に向けて

本構想は、庁舎跡地活用に関する考え方や活用方針といった基本的事項、活用として想定される導入機能、導入施設のイメージなどを示したものです。庁舎跡地に施設等を整備していくためには、今後さらに具体的な検討が必要となります。

そこで、本構想に定める考え方や活用方針に基づき、庁舎跡地活用の推進にあたり留意すべき事項などを定めます。

### 3.1.1. 施設の整備、維持管理、運営における留意事項

岐阜市では、今後、少子高齢化等による税収の減少や社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持更新費用の増加が見込まれます。その中で、跡地を活用して長期的なにぎわいによる持続可能なまちづくりと財政効率化を実現するためには、庁舎跡地への施設整備、維持管理、運営において民間のアイデア、ノウハウなどを取り入れ、質の高い公共サービスを提供するとともにコストの削減を行うことが重要です。

そのため、施設の整備、維持管理、運営にあたり、次のことに留意する必要があります。

#### 1) PPP／PFIによる民間活力の導入

整備する施設の種類や事業の内容に応じてPPP／PFIを適切に導入することで、より効果的、効率的ににぎわいの創出などが期待できるとともに、民間の資金やノウハウを活用することで施設の整備、維持管理、運営に必要なトータルコストの縮減が期待できます。

#### 2) 市民参画の推進

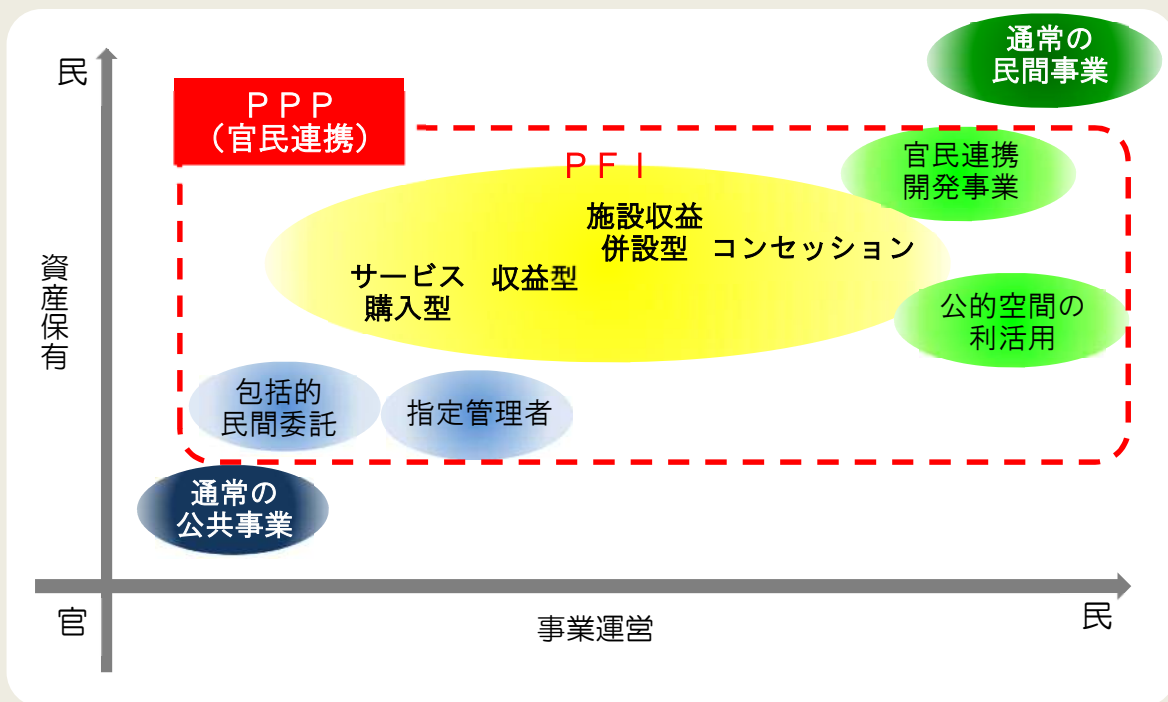
市と市民が連携して施設運営を進めることは、利便性の向上、財政負担の軽減だけでなく、まちづくりや施設運営に関する人材育成や、まちや施設への愛着を生むなど、様々な効果に繋がります。

## PPP/PFI 手法と市民参画

PPP とは Public Private Partnership の略で、公共 (Public) と民間 (Private) が連携して公共サービスを提供する手法のことです。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等さまざまな手法があります。

PFI とは、Private Finance Initiative の略で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間のノウハウと資金を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を行うという考え方です。

また、施設の維持管理及び運営においては、もう1つのPである市民 (People) の参画・連携も求められます。



\*内閣府資料、特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会資料より作成

### 3.1.2. にぎわいを波及させるための留意事項

「つかさのまち」から「柳ヶ瀬」までのにぎわいを創出するためには、地区全体の回遊性を確保することが必要となります。そのため、地区全体で歩行環境の向上に留意したまちづくりを推進することが重要と考えます。

#### 1) 街路における魅力的な歩行者動線の確保

金華橋通り、長良橋通りといった主要な南北軸において、まちづくりと一体となった魅力あふれるシンボリックな歩行空間の形成などにより、まちに来る人などが思わず歩きたくなる環境を整備することで、「つかさのまち」と「柳ヶ瀬」の回遊性を向上させることが期待できます。

#### 2) 小規模な生活道路における安全性、快適性の確保

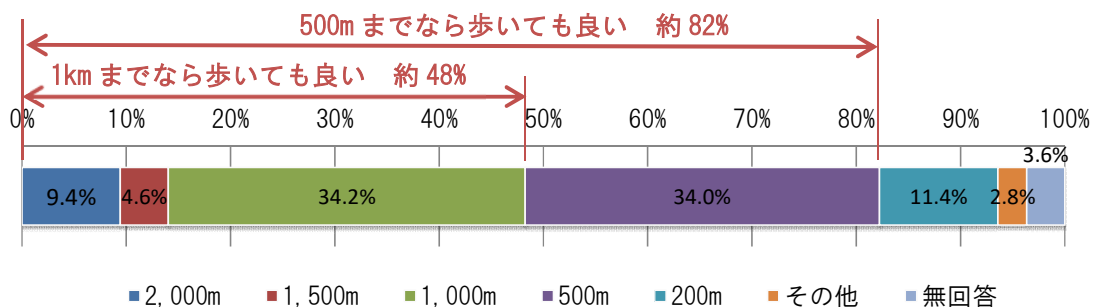
庁舎跡地周辺の小規模な生活道路において、ユニバーサルデザインに配慮しながら安全・快適な歩行空間を確保することにより、「つかさのまち」や「柳ヶ瀬」から庁舎跡地への立ち寄りなどの回遊性を向上させることが期待できます。

#### Topic

#### まちなかを歩いて移動しても良い距離

市庁舎跡地活用に関するアンケートで、まちなかを回遊する場合に歩いて移動しても良い距離について聞いています。この回答から1kmまで歩いて移動しても良いと回答した方は約半数に上り、また、500mまで歩いて移動しても良いと回答した方は約8割に上ることが分かります。

問：まちなかを回遊する場合に、どれくらいまでの距離であれば歩いて移動しても良いと思いますか？



#### 【距離の目安】

「みんなの森 ぎふメディアコスモス」～本庁舎 ⇒ 約500m  
本庁舎 ～ 南庁舎 ⇒ 約200m  
南庁舎 ～ 柳ヶ瀬 ⇒ 約300m

出典：2016年度市庁舎跡地活用に関するアンケート調査結果

### 3.1.3. 今後の検討のための留意事項

---

庁舎跡地活用の目的は、市の発展に貢献すべき役割を持つ貴重な公共空間を長期にわたり活用することによって、喫緊の課題である中心市街地の活性化を図るとともに、長期にわたり持続的に成長するまちの実現に寄与することにあります。

こうした長期的な庁舎跡地活用の検討には、将来的な人口減少や少子高齢化など社会環境の変化に伴うニーズの多様化への対応や、岐阜市民会館など老朽化が進む公共施設の更新や適正な配置のあり方の検討との整合などを図ることが必要となると考えられます。

岐阜市庁舎跡地活用基本構想策定委員会では、庁舎跡地を長期的に活用する必要性を考慮しながら、短～中期的な活用方法を中心に議論してきました。この結果、本構想では、庁舎跡地活用の考え方や活用方針といった基本的事項を定めるとともに、跡地周辺地区の現状を考慮した短～中期的な活用としての導入機能や導入施設のイメージを例示することとしました。また、委員会では「子ども達が元気に遊び冒険心を養える公園」といった他のイメージについても意見が出されていることを申し添えます。

このため、本構想に基づき、計画の具体化や設計を進めるにあたっては、中心市街地全体のまちづくりの方向性を見据えたうえで、公共施設等の都市機能の配置のあり方やニーズを検討、考慮し、改めて市民や専門家等の意見を聞きながら、庁舎跡地への導入機能や施設の詳細について検討することが必要となると考えられます。

さらに、将来的には、現時点で想定し得ない活用も排除せず、その時々まちづくりへの要請に応えられるよう、さまざまな活用方法を柔軟に検討、選択していくことも求められます。





# 資料編

---

# 岐阜市庁舎跡地活用基本構想策定委員会

## 岐阜市庁舎跡地活用基本構想策定委員会規則

平成 28 年 3 月 25 日  
規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第 7 号）第 3 条の規定に基づき、岐阜市庁舎跡地活用基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対し委員会が答申する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画部政策調整課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。



岐阜市庁舎跡地活用基本構想策定委員会 委員構成

氏名	団体名等	備考
竹内 伝史	岐阜大学（名誉教授）	委員長
清水 裕之	名古屋大学（名誉教授）	副委員長
生田 京子	名城大学	
市原 桂子	公募委員	
大松 利幸	岐阜市中心市街地活性化協議会	
小島 紀夫	公益財団法人 岐阜県教育文化財団	
古澤 豊吉	岐阜市自治会連絡協議会	H29. 5. 25就任
日比野 攻	公募委員	
村井 博史	株式会社十六総合研究所	
山田 英治	岐阜商工会議所	
吉田 徹	岐阜市自治会連絡協議会	H29. 3. 17退任

（敬称略）

委員会等開催経緯

回	主な内容	日時・場所	出席者数
第1回	1 事務事項 委嘱状交付、委員紹介、正副委員長選任 2 諮問 3 議題 (1)岐阜市庁舎跡地活用基本構想策定の概要について (2)アンケート・ワークショップの結果について (3)意見交換	日時 H28年12月15日(木) 10:00～12:00 場所 岐阜市役所 本庁舎 全員協議会室	9名
第2回	1 報告事項 (1)第1回委員会での確認事項について 2 議題 (1)跡地活用の基本方針について (2)市民アンケートの実施について (3)事例視察地について	日時 H29年1月25日(水) 10:00～12:30 場所 岐阜市役所 本庁舎 4-1 会議室	7名
第3回	1 事務事項 新任委員委嘱状交付 2 議題 (1)関連計画等について (2)平成28年度市庁舎跡地活用に関するアンケート年代別分析結果について (3)事例視察地について	日時 H29年5月25日(木) 10:00～12:00 場所 岐阜市役所 本庁舎 全員協議会室	8名
先進地視察	1 グランドプラザ視察 2 ウェストプラザ視察 3 総曲輪レガートスクエア視察	日時 H29年7月20日(木) 9:00～18:45 場所 富山県富山市総曲輪地区	8名
第4回	1 報告事項 (1)富山市視察について (2)市庁舎周辺の公共・公益施設について 2 議題 跡地活用の基本理念について	日時 H29年11月21日(火) 10:00～12:00 場所 岐阜市役所 西別館 第1研修室	8名
第5回	1 報告事項 (1)岐阜市文化芸術指針について (2)市庁舎周辺の文化施設について 2 議題 (1)跡地活用の方向性と機能イメージについて	日時 H30年2月22日(木) 10:00～12:00 場所 岐阜市役所 本庁舎 4-1 会議室	7名
第6回	1 報告事項 (1)今年度の委員会の進め方について (2)市庁舎周辺の水路・公園について 2 議題 (1)導入機能・施設のイメージについて (2)留意事項について (3)施設の絞り込みのための考え方について	日時 H30年5月31日(木) 10:00～12:00 場所 岐阜市役所 本庁舎 第3委員会室	8名
第7回	1 報告事項 (1)市庁舎周辺の水路の開渠区間について 2 議題 (1)導入機能素案について (2)施設のイメージと活用方針(案)について	日時 H30年8月6日(月) 13:30～15:30 場所 岐阜市役所 本庁舎 4-1 会議室	8名
第8回	1 議題 (1)岐阜市庁舎跡地活用基本構想素案について (2)今後の進め方について	日時 H30年11月7日(水) 10:00～12:00 場所 岐阜市役所 西別館 第1・第2研修室	8名